

障精発0331第1号
平成27年3月31日

各〔都道府県
指定都市〕精神保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長
（公 印 省 略）

「精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領について」及び「精神保健指定医の証の更新等に係る事務取扱要領について」の一部改正について

標記について、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則」（昭和25年厚生省令第31号）の一部改正に伴い、「精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領について」（平成22年2月8日障精発0208第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）及び「精神保健指定医の証の更新等に係る事務取扱要領について」（平成8年3月21日健医精発第20号厚生省保健医療局精神保健福祉課長通知）を別添1及び2のとおり一部改正することとしたので、適切な運用に努められるとともに、精神保健指定医等関係者に対しても周知徹底方お取り計らい願いたい。